

諫早市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

諫早市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（福岡支店扱い：以下「乙」という。）とは、諫早市内における共助社会の実現に向け、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 市民の健康維持・増進や食育の推進に関する事項
 - (2) スポーツの振興、青少年の育成に関する事項
 - (3) 災害発生時の支援及び防災・減災に関する事項
 - (4) その他地域の活性化、市民サービスの向上に関する事項
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に規定する取り組みの検討及び実施により知りえた相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第6条 甲又は乙は、前条の有効期間にかかるわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年7月30日

甲：長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市

市長

大久保 緑重

乙：福岡県福岡市博多区奈良屋町13番地13号
大塚製薬株式会社福岡支店

支店長

三門 康人